

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の紹介用ウェブサイト制作 及び運営管理業務委託 企画提案実施要領

1 目的

2030年（令和12年）に島根県で開催予定の「島根かみあり国スポ・全スポ」（以下、「大会」という。）に向けて、スポーツに関わる人を通してその魅力を伝えることが、スポーツを「する」「みる」「ささえる」様々な立場での関わりを生み出すことにつながり、大会開催に向けた機運を醸成すると考える。

しかし、現在の県HPではウェブサイトへ到達するまでの階層が深く、機能上の制限もあり情報の見せ方に限界がある。

本業務により、開催競技や選手・監督等を紹介するウェブサイトを制作し、興味関心を得るための情報を発信する環境を整備する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

「島根かみあり国スポ・全スポ」競技・選手等の情報発信ウェブサイト制作及び運営管理業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）

ウェブサイトの稼働開始は、令和5年12月25日（月）を予定

(3) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 委託料の上限

3,669千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 予算執行者

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長

3 参加資格

この企画提案に参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 島根県に本店、支店、営業所等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、松江市内にて随時打ち合わせが可能な者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

カ 国又は地方公共団体が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- コ この企画提案に係る共同企業体の構成員でないこと。
- サ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

構成団体が共同して本業務に携わることにより、効果的、効率的に遂行することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

- ア 各構成員が（1）のイからケまでの全てに該当し、各構成員のうち少なくとも 1 者は（1）のアに該当すること。
- イ 共同企業体が、2 者以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が共同企業体の代表者となること。
- エ 各構成員が、この企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - ・目的
 - ・共同企業体の名称
 - ・構成員の名称及び所在地
 - ・代表者の名称
 - ・代表者の権限
 - ・構成員の出資比率
 - ・構成員の責任
 - ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - ・解散後の瑕疵（かし）担保責任
 - ・その他必要な事項
- カ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

4 募集に関するスケジュール等

企画提案競技参加者は、事前に参加意思確認のため、企画提案競技参加表明書（様式 1）を提出すること。資格審査の上、参加資格を有する者に対して、企画提案書の提出及び提案書プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 実施要領の公表

- ア 公表日時 令和 5 年 9 月 15 日（金）
- イ 公表場所 島根県ホームページ

(2) 内容に関する質疑応答

- ア 提出期限 令和 5 年 9 月 21 日（木）17 時まで
- イ 提出書類 企画提案質問表（様式 3）
- ウ 提出方法 メール、持参又は F A X による

エ 回答 令和5年9月26日(火)を予定。島根県ホームページ上に掲載する。

(3) 企画提案の参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年9月29日(金)

イ 提出書類 5の(1)に掲げる書類一式

ウ 提出方法 持参又は郵送による

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

までとし、郵送の場合は、郵便書留(最終日は17時必着)に限る。

エ 参加資格通知 令和5年10月3日(火)

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年10月13日(金)

イ 提出書類 5の(2)、(3)に掲げる書類一式

ウ 提出方法 持参又は郵送による

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

までとし、郵送の場合は、郵便書留(最終日は17時必着)に限る。

(5) 提案者プレゼンテーション(審査)

ア 審査日 令和5年10月20日(金)

※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案競技参加表明書提出者に別途通知する。

5 企画提案に係る提出書類

(1) 企画提案競技参加表明書(様式1) 1部

以下の書類を添えて提出すること。

ア 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(発行後3カ月以内のもの、写し可)

イ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明者(発行後3カ月以内のもの、写し可)

ウ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等(会社概要・事業報告書等)

エ 過去の類似事業実績一覧

オ 共同企業体で企画提案する場合は、「共同企業体届出書(様式2)」を提出すると共に、共同企業体全ての構成員について、前記添付資料ア～エ

また、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、副本を1部提出すること。

(2) 企画提案書(任意様式) 8部

ア 用紙の大きさはA4判、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする)

イ 事業実施体制図(各構成員の役割分担等が明治されているもの)及び来年度以降の運営管理業務を遂行する体制図を含めること。

(3) 見積書(任意様式) 1部

ア 見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。

イ 明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。

ウ 来年度以降の運営管理業務に係る経費の見積書を、別途提出すること。

6 提出及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(スポーツ振興課内)

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会事務局

担当：福本、長廻
TEL：0852-22-6096 FAX：0852-22-6833
MAIL：kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp

7 審査方法等

(1) 審査方法

審査会において、提案者プレゼンテーション（２）審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託契約候補者として選定する。企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。

(2) 審査内容

評価項目	評価の視点
ウェブサイトのコンセプト	・本事業の意義や目的を理解し、その重要性を認識した提案になっているか ・明確なコンセプト、優れた着眼点を持ったものとなっているか
ウェブサイトの見やすさ	・アクセシビリティが確保されているか ・ユーザビリティを意識したものになっているか
安全性及びセキュリティ対策	・安定的なウェブサイトを運営するための提案か ・システム拡張や機能変更など将来的な拡張性に対応できる提案か
運営体制、進行管理	・制作スケジュール及び進行管理方法は妥当か ・事業（来年度以降含む）を円滑に遂行できる運営体制及び役割分担は明確か
経済性	・事業の実施に必要な経費が予算の範囲内で適切に見積もられ、かつコストの縮減努力が伺えるか
独創性	・事業目的を達成するための独創的な提案があるか

(3) 提案者への採否通知

受託者決定後、提案者全員に通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うものとし、委託契約候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議も含む。協議が不調の場合は、企画提案競技により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

なお、契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規定が適用される。

(2) 契約保証金

島根県会計規則の規定に準ずる。

(3) 著作権等

本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権

利は、発注者に帰属するものとする。

また、受託者は、著作人格権を行使しないものとする。

- (4) その他契約条項
委託契約候補者との協議事項とする。

9 その他

(1) 企画提案書の無効

3の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(7) その他

- ア 詳細は、仕様書による。
- イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除するときがある。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。